

# とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する

## 第2次報告書 参考資料

### I とちぎの元気な森づくり県民税事業の概要

1	とちぎの元気な森づくり県民税創設（税条例制定）の経緯	1
2	とちぎの元気な森づくり憲章	2
3	とちぎの元気な森づくり県民税条例	3
4	栃木県の森林の現状及び とちぎの元気な森づくり県民税による事業計画	5
5	とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会評価	6
6	とちぎの元気な森づくり県民税の施策概要	7
7	栃木県における森林・林業関係事業費（平成24年度）	8

### II とちぎの元気な森づくり県民税事業の見直しに関する検討会 第2次検討事項

1	とちぎの元気な森づくり県民税事業の第2次見直し検討項目	9
2	奥山林整備事業 間伐全体計画の見直しの方向性 獣害対策全体計画の見直しの方向性	11 13
3	里山林整備事業全体計画の見直しの方向性	15
4	「森を育む人づくり」事業の見直しの方向性	17
5	新たな課題への対応について	19

## とちぎの元気な森づくり県民税創設（税条例制定）の経緯

時 期	事 項
H17. 9	<u>有識者懇談会</u> を設置し、 <u>森林環境税（仮称）の導入を検討</u> していくことを明らかにする。
H17.11	「 <u>県民協働森づくりに関する有識者会議</u> 」を設置する。
H17.12 ～ H18. 7	平成17年12月第1回県民協働森づくりに関する有識者会議を開催、以後6回の会議を経て平成18年7月末、 <u>「県民協働による森づくりのための提言」</u> が提出される。 【提言要旨】 ・ 公益的機能を持つ森林を県民共有の財産と捉え、社会全体で支える新たな取組が必要。 ・ 財源として県民の合意を得た上で「森林環境税（仮称）」の創設が適当。 ・ 県民協働のための県民の理解促進が必要。
H18. 8 ～	市町村長、関係機関への説明、県民への広聴・広報のための説明会等開始。（説明会、パンフレット配布などで約6万人の県民に説明） 地域フォーラム（11月～1月：7回）、シンポジウム(2/3)開催
H18. 9	荒廃した森林を再生するには、県民全体で支える新たな取組を早急に着手する必要がある、 <u>森林環境税（仮称）の平成20年4月からの導入を目指していく</u> 旨を明らかにする。
H19. 2	税の使い道や課税期間のほかに、税率を個人は700円、法人は法人県民税均等割額の7%とすること、さらに市町村への交付金制度を創設していくことを明らかにする。
H19. 3	パブリック・コメントの実施。（3/30～5/1）。 意見数：91名、162意見 （税反対意見は6名、うち4名は森林整備の必要性は認識）
H19. 6	6月議会において「 <u>とちぎの元気な森づくり県民税条例</u> 」上程。 6月26日同議会において <u>条例案可決</u> 。
H19. 7. 3	「 <u>とちぎの元気な森づくり県民税条例</u> 」公布。
H19.10.16	「とちぎの元気な森づくり」県民運動として展開していく推進母体として、県内各界各層の57団体を構成員とする「 <u>とちぎの元気な森づくり県民会議</u> 」設立。
H20. 3.25	本県の森づくりの基本的な理念や行動目標を分かりやすく県民に示すため、県・とちぎの元気な森づくり県民会議の提唱により、「 <u>とちぎの元気な森づくり憲章</u> 」を制定。
H20. 4. 1	「 <u>とちぎの元気な森づくり県民税条例</u> 」施行。

とちぎの元気な森づくり県民会議では、  
今後、県民がそれぞれの立場で  
自発的な行動が起こせるよう、運動を進めて参ります。

見直そう『森と木の文化』  
引き継ごう『とちぎの元気な森』

私たちは、古くから暮らしの中で森や木材と深く関わり、森と木の文化を育んできました。先人の長年の努力により守り育てられてきた森は、県民みんなの財産として健全な状態で、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのため、県民一人ひとりが森の大切さに気づき、荒廃した森の現状を理解し、新たな森づくり活動に取り組んでいくことが必要です。

私たちは、本県の森に元気を取り戻し、未来に贈るため、県民全員が考え、行動できるよう「とちぎの元気な森づくり憲章」を制定します。

私たちは、

1. 森からの恵みに感謝し、語り合い、森への理解を深めます。
2. 暮らしや環境を守るため、元気な森づくりを進めます。
3. 木の文化を見つめ直し、暮らしの中で木材の活用に努めます。
4. みんなの理解と協力の輪を広げて、元気な森をつくります。
5. 100年後の未来のために、すべての生きものが豊かに生きられる元気な森を残します。

私たちは、「森と木の文化」を見直すとともに、それぞれの立場で「とちぎの元気な森づくり」に参加し、「森からの恵み」を後世に伝えます。

2008年3月25日 提唱  
栃木県・とちぎの元気な森づくり県民会議

活動者ごとの行動目標の提案

区 分	行 動 目 標
県 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森の大切さに対する理解を深めます。</li> <li>・ 森林環境学習に積極的に参加します。</li> <li>・ 森づくり活動に積極的に参加します。</li> <li>・ 木の良さに対する理解を深めます。</li> <li>・ 県産材や県産木製品を積極的に利用します。</li> </ul>
森づくり活動団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森づくり活動を実践します。</li> <li>・ 地域の人々の森づくりに対する意識を高めます。</li> <li>・ 関係者と連携して森づくりを進めます。</li> </ul>
森林・林業・木材産業関連団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画的な森づくりを実践します。</li> <li>・ 持続的な林業経営を目指します。</li> <li>・ 林業技術者の確保に努めます。</li> <li>・ 木材の良さとその利活用をPRします。</li> <li>・ 良質な木材を安定的に供給します。</li> </ul>
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元気な森づくりのための施策を進めます。</li> <li>・ 県民と一緒に元気な森づくりを進めます。</li> <li>・ 森づくりの情報を積極的に提供します。</li> <li>・ 森づくりへの県民の参加を支援します。</li> <li>・ 下流域の人々も参加する森づくりを進めます。</li> </ul>

# 〇とちぎの元気な森づくり県民税条例

平成十九年七月三日  
栃木県条例第四十号

とちぎの元気な森づくり県民税条例をここに公布する。

## とちぎの元気な森づくり県民税条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等すべての県民が享受している森林の有する公益的機能の重要性にかんがみ、県民の理解と協力の下にとちぎの元気な森を次代に引き継いでいくための施策に要する経費の財源を確保するため、栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号。以下「県税条例」という。)に定める県民税の均等割の税率の特例等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第二条** この条例において「とちぎの元気な森づくり事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるための森林の整備に関する事業
  - 二 森林をすべての県民で守り育てることへの理解と関心を深めるための事業
  - 三 前二号に掲げるもののほか、前条に規定する施策を推進するために知事が必要と認める事業
- 2 この条例において「とちぎの元気な森づくり県民税」とは、次条及び第四条の規定による加算額をいう。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

**第三条** 平成二十年度から平成二十九年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める額に七百円を加算した額とする。

(法人等の県民税の均等割の税率の特例)

**第四条** 平成二十年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十二条第二項第三号若しくは第四号の期間に係る県税条例第三十二条に規定する法人等の県民税の均等割の税率は、同条の規定にかかわらず、同条の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額に、当該額に百分の七を乗じて得た額を加算した額とする。

(基金の設置)

**第五条** とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てるため、とちぎの元気な森づくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第六条** 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とし、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

- 一 とちぎの元気な森づくり県民税に係る収入額に相当する額
- 二 とちぎの元気な森づくり事業に要する費用のための寄附金の額  
(管理)

**第七条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

**第八条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第九条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第十条** 基金は、とちぎの元気な森づくり事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第十一条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

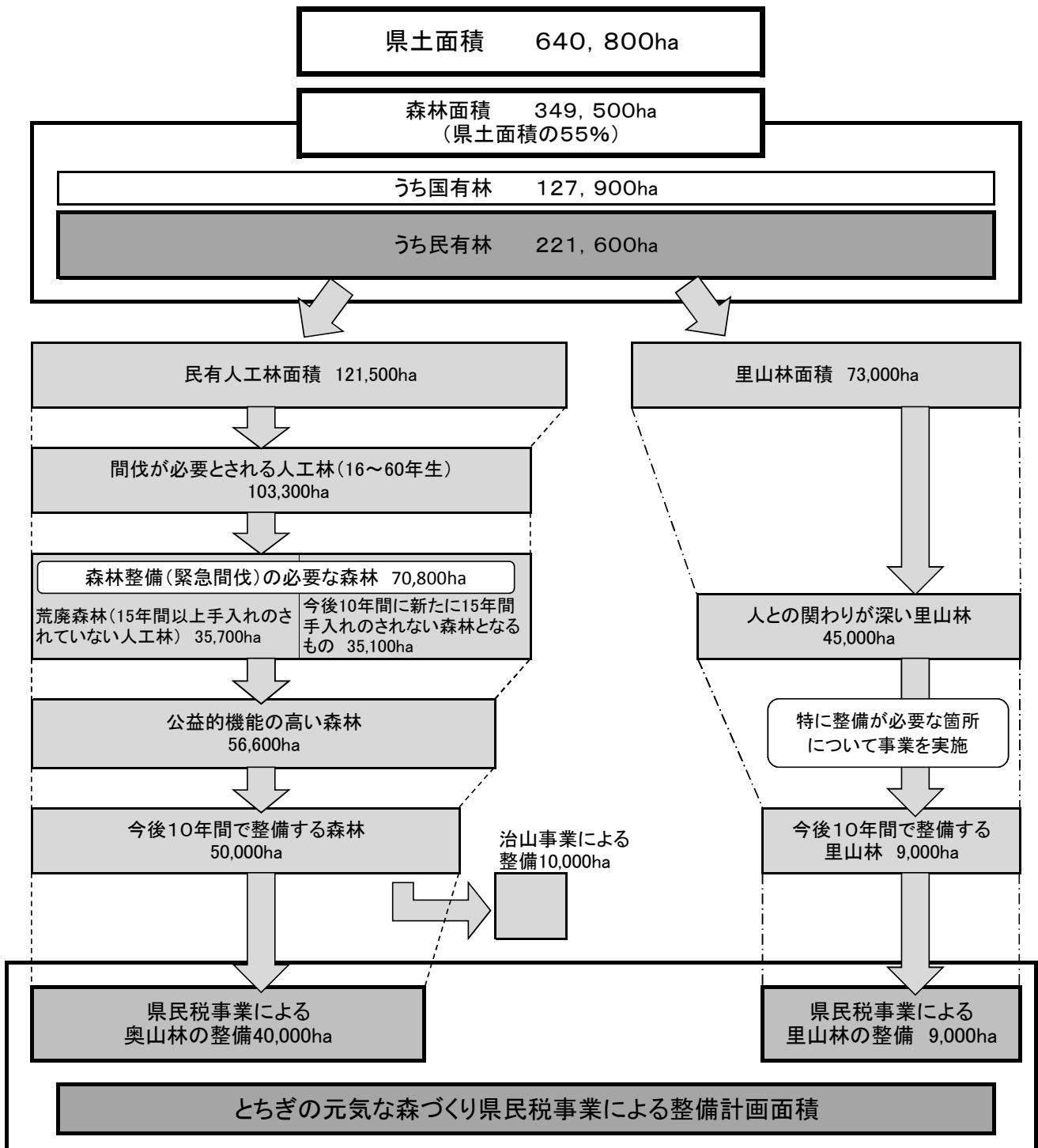
(平成二十六年度から平成二十九年までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 2 平成二十六年度から平成二十九年までの各年度分の個人の県民税の均等割に係る第三条の規定の適用については、同条中「平成二十年度」とあるのは「平成二十六年度」と、「第二十二条」とあるのは「附則第十九条」とする

(検討)

- 3 知事は、この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 栃木県の森林の現状及びとちぎの元気な森づくり県民税による事業計画 (事業創設時の計画)



## 県民税事業による事業実施要件

### 奥山林整備事業(間伐)

- ・16~60年生のスギ・ヒノキ民有人工林で、公益的機能の発揮が特に求められているにもかかわらず長期間(15年以上)未整備の森林
- ・保安林または保安林予定森林
- ・事業実施後20年間の皆伐・林地以外への転用の禁止

### 里山林整備事業

- ・事業実施後は継続して適切な管理を実施すること
- ・事業実施後10年間の林地以外への転用の禁止
- ・管理費交付期間は整備実施翌年度から最大4ヶ年

## とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会評価(抜粋)

区分	評 価 委 員 会 評 価
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆概ね効果的、効率的に執行されており、計画どおりに進捗【H20】</li> <li>◆すべての事業について、概ね効果的、効率的に執行【H21】</li> <li>◆すべての事業について、概ね効果的、効率的に執行【H22】</li> <li>◆すべての事業について、概ね効果的、効率的に執行【H23】</li> </ul>

区分	個別の課題・改善点
奥山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆間伐材の有効活用を図ること【H20】</li> <li>◆将来の自発的森林管理を促す作業路などの整備を進めること【H20】</li> <li>◆所有者による自発的な森林管理を見据え、間伐材の利用促進、作業路などの整備についてさらに検討を進めること【H21】</li> <li>◆獣害対策について、効率性の観点から見直し、より多くの面積で実施できるよう検討すること【H21】</li> <li>◆奥山林整備事業の伐捨て間伐方式について、森林・林業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、今後見直しを行うこと【H21】</li> <li>◆間伐材のさらなる有効活用や効率的な獣害対策の実施について検討を行うこと。</li> </ul>
里山林整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画的かつ円滑な事業の執行に一層努める必要がある【H20】</li> <li>◆藪の刈り払いに加え抜き伐り等を実施し、より明るく見通しの良い里山林整備を進めること【H20】</li> </ul>
森林環境学習推進事業	◆森林環境学習マニュアルの作成・配布により小中学校教員等の森林整備に対する理解促進を図ること【H20】
県民広報事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆里山林整備箇所への看板表記を工夫し税の県民理解の促進に努めること【H21】</li> <li>◆県民への広報について、インターネットを活用するなど、より効果的な方法を検討すること【H23】</li> </ul>
情報センター事業	◆ホームページ「とちぎの森づくり」の内容の充実を図り、広く周知を図る必要があり、具体策について検討を行うこと。【H22】

## とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会 委員(五十音順)

入	江	尚	見	公募委員
小	野	ナ	ツ	栃木県地域婦人連絡協議会会長
古	口	達	也	茂木町長
児	玉	博	昭	白鷗大学法学部教授 (委員長職務代理)
小	林	和	美	公募委員
齋	藤		正	林業者
莊	司	円	香	弁護士
高	齋	吉	明	株式会社とちぎテレビ常務取締役
高	村	正	勝	日光市森林組合代表理事組合長
新	島	高	行	2000年記念の森運営副委員長
藤	生	明	男	栃木県中小企業団体中央会専務理事
山	口	厚	江	日本大学・作新学院大学非常勤講師

(平成24年10月現在)

# とちぎの元気な森づくり県民税の施策概要

【税の施策区分】

【具体的な実施事業】

とちぎの元気な森づくり	元 気 な 森 づ く り	奥 山 林 の 安 全 な 整 備	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
			1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業【県事業】 (1) 国庫補助活用事業 (2) 森づくり県民税単独事業	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業【県事業】 (1) 国庫補助活用事業 (2) 森づくり県民税単独事業 (3) 獣害対策【★H21新規事業】 (事業期間H21～H24)	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業【県事業】 (1) 国庫補助活用事業 (2) 森づくり県民税単独事業 (3) 獣害対策 (4) 森林バイオマス利用モデル事業【★H22新規事業】 (事業期間H21～H24)	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業【県事業】 (1) 間伐 (2) 利用促進間伐 ①利用間伐 ②森林バイオマス利用モデル (3) 獣害対策	1 とちぎの元気な森づくり奥山林整備事業【県事業】 (1) 間伐【一部交付金化】 (2) 利用促進間伐 ①利用間伐 ②森林バイオマス利用モデル【H24継続実施・一部交付金化】 (3) 獣害対策	
			2 明るく安全な里山林整備事業【市町村事業】 (1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備 (2) 通学路等の安全・安心確保の里山林整備 (3) 野生獣被害軽減の里山林整備	2 明るく安全な里山林整備事業【市町村事業】 (1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備 (2) 通学路等の安全・安心確保の里山林整備 (3) 野生獣被害軽減の里山林整備	2 明るく安全な里山林整備事業【市町村事業】 (1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備 (2) 通学路等の安全・安心確保の里山林整備 (3) 野生獣被害軽減の里山林整備 (4) 生物多様性モデル林整備事業【H23新規事業】 (交付上限額の見直し 175～180千円/ha → 250千円/ha)	2 明るく安全な里山林整備事業【市町村事業】 (1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備 (2) 通学路等の安全・安心確保の里山林整備 (3) 野生獣被害軽減の里山林整備 (4) 生物多様性モデル林整備事業【H23新規事業】	2 明るく安全な里山林整備事業【市町村事業】 (1) 将来まで守り育てるとちぎの里山林整備 (2) 通学路等の安全・安心確保の里山林整備 (3) 野生獣被害軽減の里山林整備 (4) 生物多様性モデル林整備事業【H24新規事業】	
			3 元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業【県事業】	3 元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業【県事業】	3 元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業【県事業】	3 元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業【県事業】	3 元気な森を育む 木の良さ普及啓発事業【県事業】	
			4 とちぎ森づくり情報センター事業【県事業】	4 とちぎ森づくり情報センター事業【県事業】	4 とちぎ森づくり情報センター事業【県事業】	4 とちぎ森づくり情報センター事業【県事業】	4 とちぎ森づくり情報センター事業【県事業】	
森を育む人づくり	県民の森づくり活動への支援・森林の大切さの理解促進	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	5 とちぎ「森の楽校(がっこう)」事業【県事業】	
		6 森林環境学習推進事業【県事業】	6 森林環境学習推進事業【県事業】	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業【県事業】	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業【県事業】	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業【県事業】	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業【県事業】	6 とちぎの元気な森づくり県民会議事業【県事業】
		7 とちぎの元気な森づくり県民会議等事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民会議等事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民広報事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民広報事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民広報事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民広報事業【県事業】	7 とちぎの元気な森づくり県民広報事業【県事業】
		8 みんなの元気な森づくり支援事業【県事業】	8 みんなの元気な森づくり支援事業【県事業】	8 税事業評価委員会事業【県事業】	8 税事業評価委員会事業【県事業】	8 税事業評価委員会事業【県事業】	8 税事業評価委員会事業【県事業】	8 税事業評価委員会事業【県事業】
		9 森林環境学習支援事業【市町村事業】	9 森林環境学習支援事業【市町村事業】	9 森づくり活動地域支援事業【県事業】	9 森づくり活動地域支援事業【県事業】	9 森づくり活動地域支援事業【県事業】	9 森づくり活動地域支援事業【県事業】	9 森づくり活動地域支援事業【県事業】
		10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】	10 木の香る環境づくり支援事業【市町村事業】
		11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】	11 特色ある緑豊かな地域推進事業【市町村事業】

税施策の主な見直し経過	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山林整備事業での「獣害対策」新規実施(H21～H24)</li> <li>・奥山林整備事業間伐について森林整備加速化・林業再生事業と連携実施(H21～H23)</li> <li>・県民会議等事業から「税事業評価委員会事業」と「県民広報事業」を分離・独立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山林整備事業での「森林バイオマス利用モデル事業」新規実施(H22～H23)</li> <li>・里山林整備事業「通学路等の安全・安心」、「野生獣被害軽減」整備交付上限額の拡充</li> <li>・一体的に実施可能な事業メニューの整理・統合</li> <li>・木の香る環境づくり支援事業において「木製ベンチの配布」を追加拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伐捨て間伐への国庫補助廃止による奥山林整備事業間伐財源の見直し</li> <li>・奥山林整備事業の事業区分について統合・組替え</li> <li>・里山林整備事業での「生物多様性モデル林整備事業」の新規実施</li> <li>・木の香る環境づくり支援事業において、市町の要望に応じ奥山林間伐材を利用できるよう拡充</li> <li>・木の良さ普及啓発事業での机椅子・木製ベンチ整備を一部交付金化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山林整備事業で「森林経営計画」の作成者が行う奥山林間伐についても交付できるよう拡充</li> <li>・平成23年度で終了予定の「森林バイオマス利用モデル」を継続実施(H24のみ)</li> <li>・里山林整備事業での「提案型里山林整備モデル事業」の新規実施</li> <li>・里山林整備事業のうち、「野生獣被害の軽減」整備について、合意形成等に係る経費への支援を拡充</li> </ul>



## 栃木県における森林・林業関係事業費(平成24年度)

事業区分		事業費 (千円)	全体に 対する シェア	備 考		
森林整備		とちぎの元気な森づくり県民税事業	834,118	10.5%		
		元気な森づくり	奥山林整備事業	469,956	5.9%	
			里山林整備事業	229,000	2.9%	
			森を育む人づくり	135,162	1.7%	
		造林事業	1,137,418	14.4%	森林所有者等が行う森林整備支援	
	森林整備加速化・林業再生基金	再生間伐事業	292,000	3.7%		
		保安林整備事業(県単事業含む)	25,400	0.3%	治山事業のうち、主に森林整備に係るもの	
	林野保護	20,698	0.3%			
	小計		2,309,634	29.2%		
	治山事業		1,730,504	21.9%		
	路網整備		1,327,478	16.8%	林道・作業道整備(管理を除く)	
	計		5,367,616	67.9%		
	その他		2,543,316	32.1%	林業機械・施設、木材流通支援等	
合計		7,910,932	100.0%			

注) 平成24年度県当初予算に係る事業費

# とちぎの元気な森づくり県民税事業の第2次見直し検討項目 検討概要

## 【事業を実施してきた中での課題】

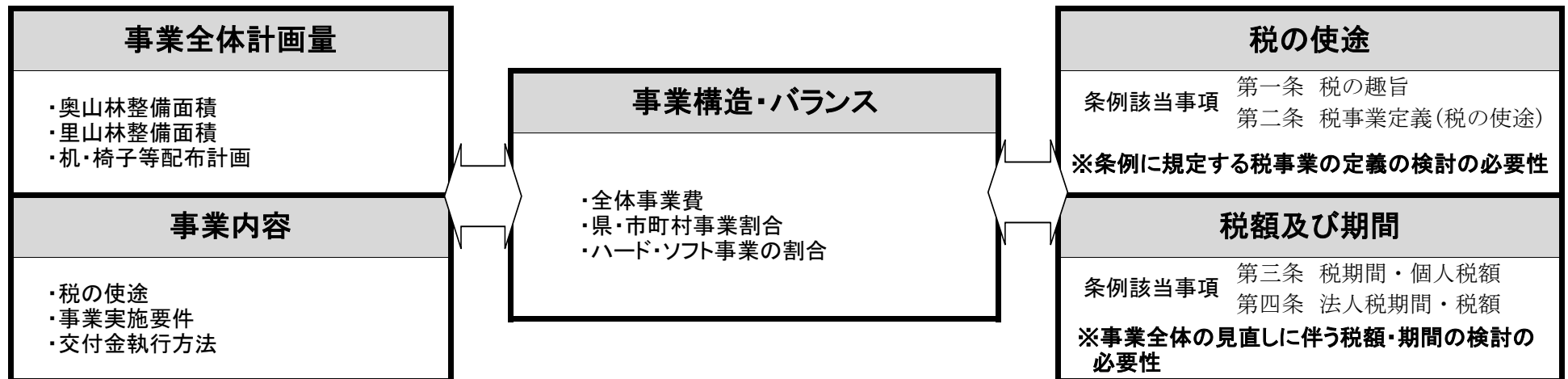
	<b>検討が必要な項目</b> ◆踏まえるべき原則(税の趣旨)・達成すべき目標等	<b>これまでの実績・課題等</b>	<b>見直しの方向性</b>	<b>見直し検討会における意見</b>
NO.1	元気な森づくり 「元気で安全な奥山林の整備」 間伐 ◆全体計画面積 40,000ha	○これまでの実績 H20～24実績(見込) 17,398ha 進捗率 =97% (基金事業と連携実施) ○課題 ・国の施策転換による奥山林整備事業伐捨て間伐への国庫補助の廃止(H23～)により、当初想定していた事業財源確保が困難	●奥山林整備事業伐捨て間伐への国庫補助廃止に伴い、奥山林間伐全体計画面積を30,900haに見直す ・税事業による間伐目標全体面積を、税財源のみでの間伐実施見込み面積に合わせ30,900haに見直す ・なお、見直し後の奥山林間伐全体計画面積と奥山林対象森林での造林事業等による間伐を合わせ40,000haの実施となる見込み	・財源の問題もあり税のみで当初計画を達成することは困難 ・現段階において、他事業と合わせ40,000haの整備ができる計画であれば理解できる ・見直しの方向性として納得できる
NO.2	元気な森づくり 「元気で安全な奥山林の整備」 獣害対策 ◆事業期間 平成24年度で終了 ◆全体計画面積 977ha(H21～H24)	○これまでの実績 H21～24実績(見込)1,077ha 進捗率 =110% ○課題 ・野生獣による森林被害実態の精査による面積拡大 ・他事業のみでは十分な対策が不可能	●税による奥山林獣害対策実施期間の延長の検討 ・被害実態の精査結果から、全体計画面積・事業期間、対策の方法及び植栽木への対策拡充について見直しを検討	・見直しの方向性として納得できる ・より効率的な方法が取れると良い
NO.3	元気な森づくり 「明るく安全な里山林の整備」 ◆全体計画面積 9,000ha	○これまでの実績 H20～24実績(見込) 2,740ha 進捗率 =30% ○課題 ・市町からの要望に基づく全体整備面積と県の当初整備見込み面積との乖離 ・維持管理協定期間の短縮(現行10年間)や管理経費への支援(現行4年間)拡充要望	●地域の特性や要望を踏まえた整備と管理について検討 ・市町の要望を踏まえて、里山林整備全体計画面積を再設定するとともに、整備メニューの再編を検討 ・現状の維持管理経費支援額・期間を堅持する一方、維持管理協定期間は税による整備の趣旨から慎重に検討	・市町の要望に基づく全体計画面積の設定に異論はない ・メニューの大きくくり化に賛成 ・管理協定期間等は弾力的に運用することが良いのではないかと ・管理費が適正に使われたかの事後検証を充実すべき
NO.4	森を育む人づくり 「森づくり活動への支援・森林の大切さの理解促進」 ◆創設時の事業内容・執行方法・実施要件	○これまでの実績 ・事業に対する理解や効果の波及が図られている ・あらゆる広報媒体を通じて周知・広報活動を実施 ○課題 ・一部市町では取組に限られる状況 ・計画を上回る机・椅子配布、木造木質化等事業の要望	●さらなる「森林の大切さの理解促進」を図る事業執行方法について検討 ・各市町の特性に合わせた事業の実施が可能となるような仕組の構築検討(公共施設の木造・木質化の採択要件緩和等、事業実施における市町裁量範囲の拡大等)	・メニューを大きくくり化し、市町の要望を尊重し使いやすい形にすべき ・認知度からは広報の目的は概ね達成されており、今後は事業を通じた広報に転換していくべき ・デザイン力のアップや市町への事例集の提供などが求められる

# とちぎの元気な森づくり県民税事業の第2次見直し検討項目 検討概要

## 【税による新たな取組の検討事項】

検討が必要な項目	社会情勢の変化等 具体的な検討内容	見直しにあたっての 考慮事項	見直しの方向性	見直し検討会における意見
<p>●<b>税の用途としてより積極的な森林資源の利活用を位置付け</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税条例において税の用途は「公益的機能が発揮されるため」及び「森林を守り育てることへの理解と関心を深めるため」の事業と規定。</li> <li>・一方、税の導入以後、税事業に対する各方面からの意見や震災による社会情勢の変化から、税による新たな取組への検討が求められている。</li> </ul>	<p>再生可能な森林資源の有効活用に対する各方面からの意見・要望、震災以後の社会的気運の高まり</p> <p>●<b>再生可能エネルギーとしての森林資源の利活用の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林バイオマス利用モデルの本格実施など、再生可能エネルギー活用の促進策実施検討</li> <li>・奥山林間伐材の有効活用など、利用可能な間伐材をより積極的に活用する姿勢が求められている</li> </ul> <p>●<b>「利用間伐」の間伐材用途拡大検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奥山林間伐材の公共土木事業提供を検討</li> </ul>	<p>◆<b>税条例改正の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林資源の利活用を税の用途に位置付ける上で、条例改正の検討が必要</li> </ul> <p>◆<b>事業財源</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間伐目標達成を最優先とする財源配分の見直しの必要性</li> </ul> <p>◆<b>取組を検討する上での課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーに対する国の動向、事業コスト検証等、現時点で不確定な要素が存在</li> </ul>	<p>●<b>社会情勢の変化等からこれらの事項について検討が求められているが、税事業としての取組は、今後の動向を見極めたうえで、改めて判断することとする</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の動向を見極めることは、判断として正しいと思う。</li> <li>・事業者の自立を支援する制度が出されており、事業として採算性が確保できる可能性がある</li> <li>・見極めの期間を明らかにする必要がある</li> <li>・動向を見守るだけでなく必要な調査研究は進めべき</li> </ul>

## 検討項目との関連事項



## 『奥山林整備事業：間伐全体計画の見直しの方向性』

### 事業の実施状況

#### ○実施状況

##### ◆目標に対する実績見込(H20～H24)

- ・H24末計画18,000haに対し、17,398ha(97%)の進捗見込
- ・H29(H30)までの目標40,000haに対し、43%の進捗見込

##### 【奥山林整備対象森林の間伐実施状況】

奥山林整備事業(国庫活用事業(国庫・税財源)、税単独事業)	12,790 ha
森林整備加速化・林業再生基金事業(「再生事業」:間伐) <sup>※</sup>	4,608 ha
計	17,398 ha

※奥山林整備事業と連携して4,000ha/年の目標を設定し、荒廃森林の間伐を実施

##### ・奥山林整備対象荒廃森林での造林事業実績

造林事業(国庫補助事業:国庫・県費・所有者負担)	5,000 ha
--------------------------	----------

### 事業実施上の課題

- ・国の施策転換による奥山林整備事業伐捨て間伐への国庫補助の廃止(H23～)により、当初想定していた事業財源確保が困難

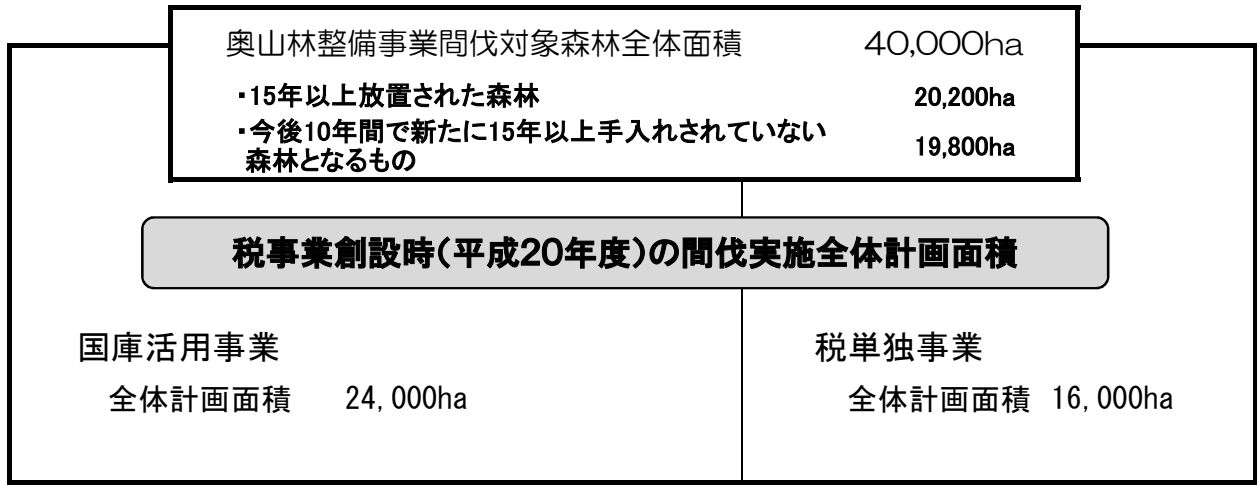
### 見直しの方向性

税による最重要施策である奥山林での間伐により、引き続き荒廃森林の解消を図る。

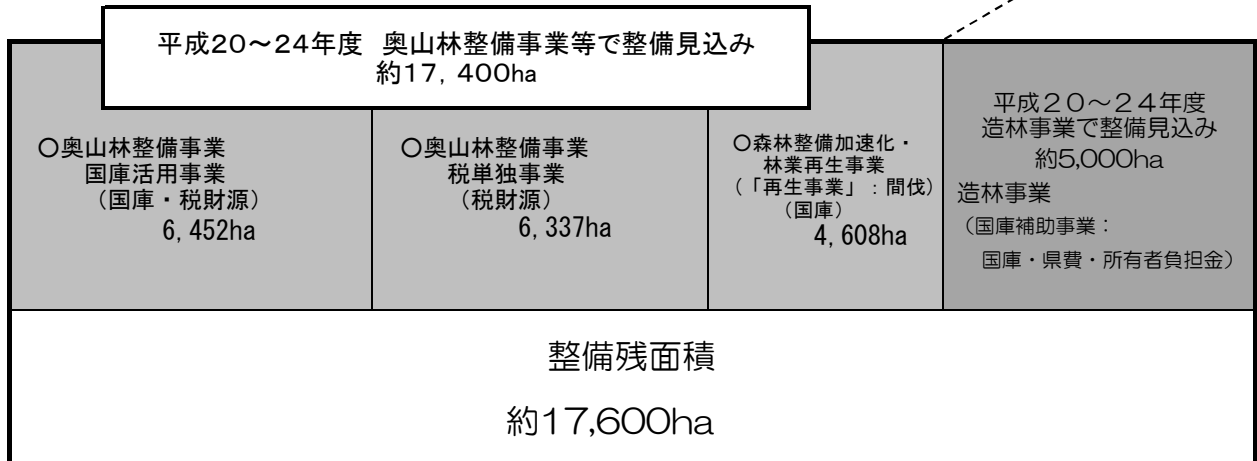
一方で、伐捨て間伐への国庫補助が廃止されたことから、間伐全体計画量は税財源のみで実施可能な面積に見直す。

- ◆奥山林での間伐は、税の目的である「森林の有する公益的機能が持続的に発揮される」ための最重要施策であることから、税創設の趣旨を踏まえ、引き続き間伐による荒廃森林の解消を図る
- ◆しかしながら、国の施策転換により、奥山林での伐捨て間伐については、当初財源として想定した国庫補助が見込めないことから、今後は税財源のみにより実施せざるを得ない
- ◆これらのことから、奥山林整備事業による間伐目標全体面積を、税財源のみでの間伐実施見込み面積に合わせ見直すものとする

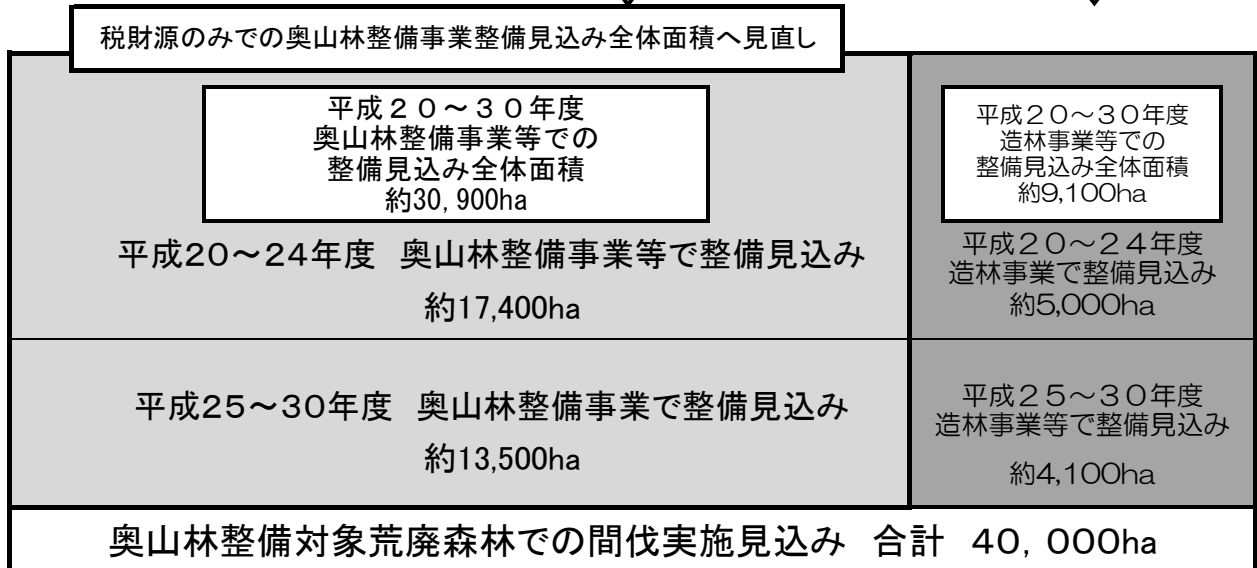
# 奥山林整備事業対象荒廃森林の間伐について



## 平成24年度末整備見込み面積



## 今後の整備見込み面積



## 『奥山林整備事業：獣害対策全体計画の見直しの方向性』

### 事業の実施状況

#### ○実施状況

- ・簡易な手法による野生獣被害調査(～H22まで毎年実施)の結果に基づき策定した整備計画に基づき事業実施

調査方法：簡易調査

被害面積：280ha(年平均)

- ・事業実績

計画：977ha(H21～H24)

実績：1,077ha(H21～H24年度見込)

- ・調査対象が被害実態と必ずしも一致しないこと、被害はより深刻との地域からの声を受け、平成23年度に巡視・調査を実施。

H23野生獣被害状況調査

シカ、クマ保護管理計画策定11市町の民有林を対象に巡視・調査を実施。

(結果) 被害面積 5,737ha

うち、新規被害 459ha

### 事業実施上の課題

- ・野生獣による森林被害実態の精査による面積の拡大
- ・造林地での植栽木に対する食害により森林の公益的機能の増進が阻害
- ・他事業のみでは十分な対策が不可能

※参考 他事業での被害対策実施状況

造林事業等：180ha(年平均) ※国庫補助要件:間伐等他の施業と同時施行

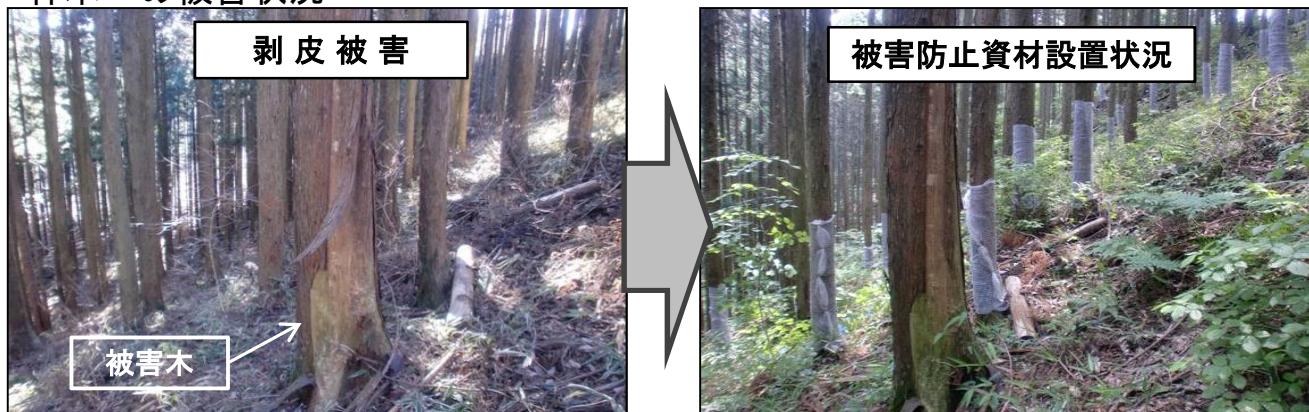
### 見直しの方向性

税による奥山林獣害対策全体計画を見直し、実施期間の延長等を検討。

- ◆これまでの獣害対策の全体計画面積を被害実態の精査結果を踏まえ見直し、事業を税事業期間全体で実施するよう見直す
- ◆併せて植栽木への対策を拡充するよう見直す
- ◆剥皮被害対策については、より効率的な手法を検討

# 森林の野生獣被害対策の見直しについて

## 1 林木への被害状況



### (1) 奥山林整備事業による獣害対策の内容

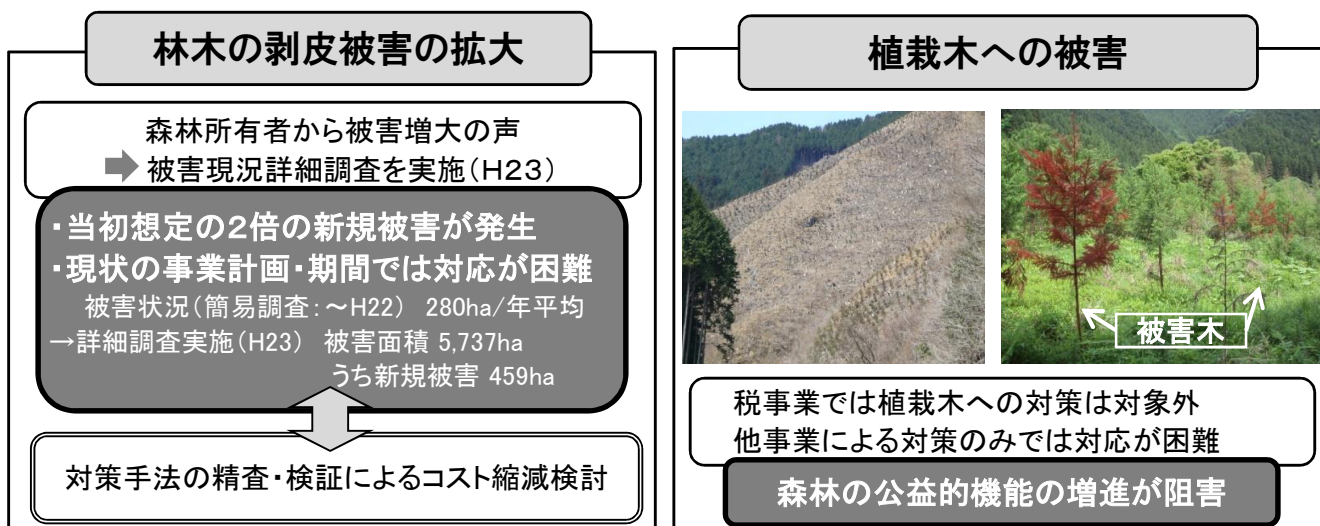
事業名	支援内容	実施要件等	事業期間
奥山林整備事業 (獣害対策)	被害防止資材の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「栃木県シカ保護管理計画」、「栃木県ツキノワグマ保護管理計画」対象市町の下記に全て合致する森林               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)保安林もしくは保安林予定森林</li> <li>(2)4～12齢級民有人工林</li> <li>(3)被害率5%以上の獣害を受けた森林</li> </ul> </li> <li>・一定期間主伐・転用を禁止する協定を締結</li> </ul>	平成21年度～平成24年度

### (2) 事業実施状況

【計画数量及び実績】 単位: ha

年度	H21	H22	H23	H24	計
計画数量	357	320	200	100	977
実績(見込み)	357	320	200	200	1,077

## 2 課題と対応案



## 『里山林整備事業全体計画の見直しの方向性』

### 事業の実施状況

- ・当初方針どおり、全ての市町が毎年必須事業として取組を展開
- ・市町の実施要望に基づき実施しており、県が想定した当初全体整備見込み面積に対して30%の進捗見込み。

当初の県見込み全体面積 9,000ha

平成20～24年度実績見込み 2,740ha ( /9,000ha = 30%)

### 事業実施上の課題

- ・整備後は地元の管理団体が維持管理を担っていくことを原則としているが、管理費の拡充(現行4年間)や維持管理協定期間の短縮(現行10年間)要望がある。
- ・市町からの要望に基づく全体整備面積(4,380ha)は、県の当初全体整備見込み面積と乖離がある。

### 見直しの方向性

**地域の特性や要望を踏まえ、整備後の管理をより弾力的に見直す。**

- ◆管理費の運用や維持管理協定期間については市町の意向を尊重し、使いやすい仕組みに変更

**里山林整備全体計画面積を、市町の要望を踏まえた面積へ見直す。**

- ◆市町の利用しやすい整備メニューに大きくり化
- ◆市町の要望を踏まえて、里山林整備全体計画面積を再設定



## 里山林整備事業全体計画面積等の見直しについて

### 1 整備後の里山林管理に対する見直しの方向性

#### 【里山林整備事業実施後の管理に関する主な意見】

◆管理費の拡充	市町村
◆維持管理協定期間の短縮(10年→5年)	市町村
◆事業実施後10年間の転用制限期間は議論の対象となるか	見直し検討会

#### 【見直しの方向性】

- 管理費は一括して市町に交付し、配分については市町裁量で弾力的に運用
- 転用の制限は現行(10年間)のとおりとするが、維持管理に関する協定期間は5年以上として市町の裁量とする  
 地域の実情に応じた運用を可能とすることにより、明るく安全な里山林を維持管理する体制づくりの促進を図る

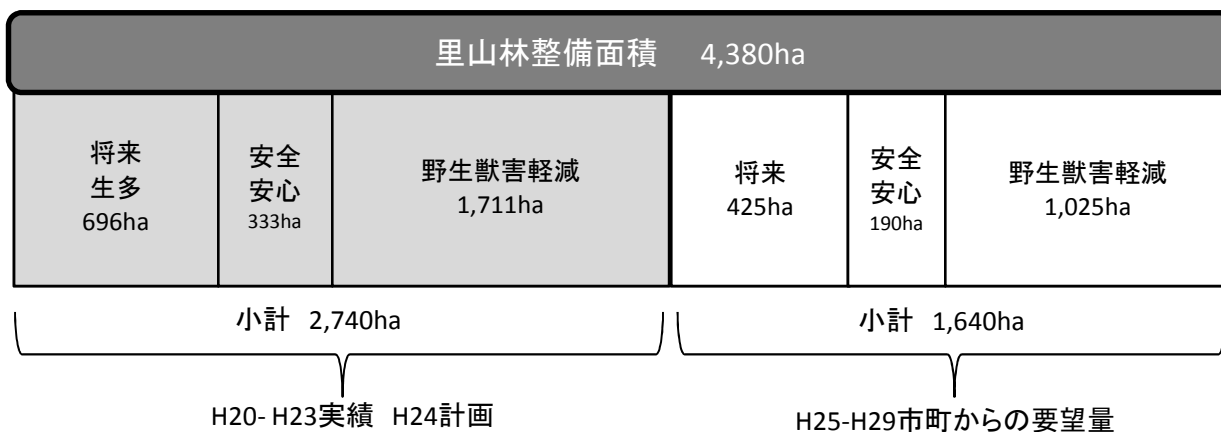
### 2 里山林整備全体計画面積等の見直しの方向性

#### 【整備メニューの再編】

- 現行の5つのメニューを市町の利用しやすいメニューに大きくり化  
 明るく安全な里山林を将来にわたり維持していくため、分かりやすく使いやすいメニューに再編する

#### 【全体計画面積の見直し】

- 里山林整備全体計画面積は、市町の要望を踏まえて再設定



## 『森を育む人づくり』事業の見直しの方向性

### 事業の実施状況

#### ○ 実施状況

事業に取り組む市町・団体等が増加していること、事業実施に関するアンケート調査の結果から、事業に対する理解や効果の波及が図られているものと考えられる。

- ・「森を育む人づくり事業」への取組市町・団体数は年ごとに増加
- ・これまでパンフレットの配布やテレビやラジオによる広報を始めあらゆる広報媒体を通じて税の広報活動を実施

### 事業実施上の課題

#### ◆ 各市町の特성에 応じた交付金の活用

- ・多くの市町で積極的な事業展開が図られている一方、一部市町では取組に限られる状況
- ・都市部でも取り組みやすい机・椅子の配布や公共施設等の木造・木質化に対しては、計画を大幅に上回る要望

### 見直しの方向性

各市町の特性に合わせた事業の実施が可能となるよう事業執行方法を見直し、さらなる「森林の大切さの理解促進」を図る

#### ◆ 事業実施における市町裁量範囲の拡大等により、各市町の特性に合わせた取組が可能となるような仕組の構築

- ・これまでの事業構成を見直し、メニューの整理によるスリム化・大きくり化を検討
- ・市町の特性に合わせた事業の実施が可能となるよう市町裁量範囲の拡大検討
- ・引き続き税の広報を実施していくとともに、事業の実施を通じた税の認知度の向上を図る

# 森を育む人づくり事業の見直しについて

## 1 事業実施状況等

### (1) 市町村事業実施状況

事業区分	H20	H21	H22	H23	H24
森づくり活動地域支援事業	13市町 36活動	16市町 50活動	19市町 54活動	17市町 50活動	18市町
木の香る環境づくり支援事業	10市町 15取組	14市町 23取組	18市町 26取組	19市町 28取組	18市町
特色ある緑豊かな地域推進事業		5市町 6取組	3市町 3取組	2市町 2取組	2市町

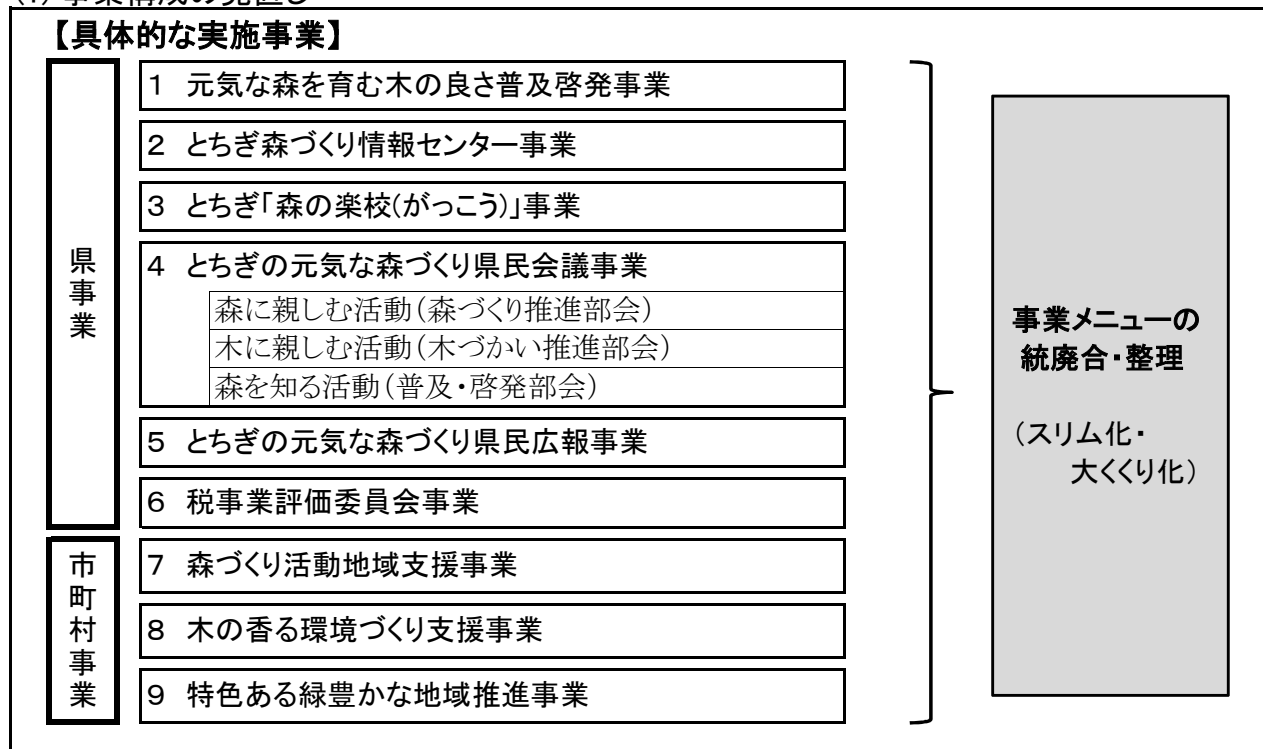
### (2) とちぎの元気な森づくり県民税の認知度(平成22年度県政世論調査)

名称も税額も知っており、かつ税額の使い道について知っている	7.6%
名称または名称と税額のみ知っている	34.3%
名称も税額も知らない	56.0%

※特に都市部、若い世代において認知度が低い傾向

## 2 森を育む人づくり事業の見直しの方向性について

### (1) 事業構成の見直し



### (2) 事業手法等の見直し

- 公共施設の木造・木質化事業の採択要件の緩和等、事業実施における市町村裁量範囲を拡大
- 事業実施を通じた税の認知度向上、森林の大切さの理解促進に努める

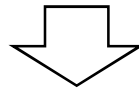
## 『新たな課題への対応について』

・・・ 社会情勢の変化等による税での新たな取組の検討

### 概 要

税条例において、税の用途は「公益的機能が発揮されるため」及び「森林を守り育てることへの理解と関心を深めるため」の事業と規定されている。

一方、税の導入以後、税事業に対する各方面からの意見や震災による社会情勢の変化から、税による新たな取組への検討が求められている。



**税の用途としてより積極的な森林資源の利活用を位置付け**

#### 【具体的な内容】

- ① 再生可能な森林資源の有効活用(エネルギー利用等)に対する各方面からの意見・要望、震災以後の社会的気運の高まり

・化石燃料や原子力に頼らない再生可能な森林資源のエネルギー利用などによる社会貢献が期待されている。

#### **再生可能エネルギーとしての森林資源の利活用の検討**

・「森林バイオマス利用モデル」の本格実施など、再生可能エネルギー活用の促進策の実施検討

- ② 森林資源の有効活用

・奥山林間伐材の有効活用を望む声が強く、利用可能な間伐材をより積極的に活用する姿勢が求められている。

#### **「利用間伐」の間伐材用途拡大の検討**

・奥山林間伐材を公共土木事業(間伐材型枠、丸太法面工等)等への提供を検討

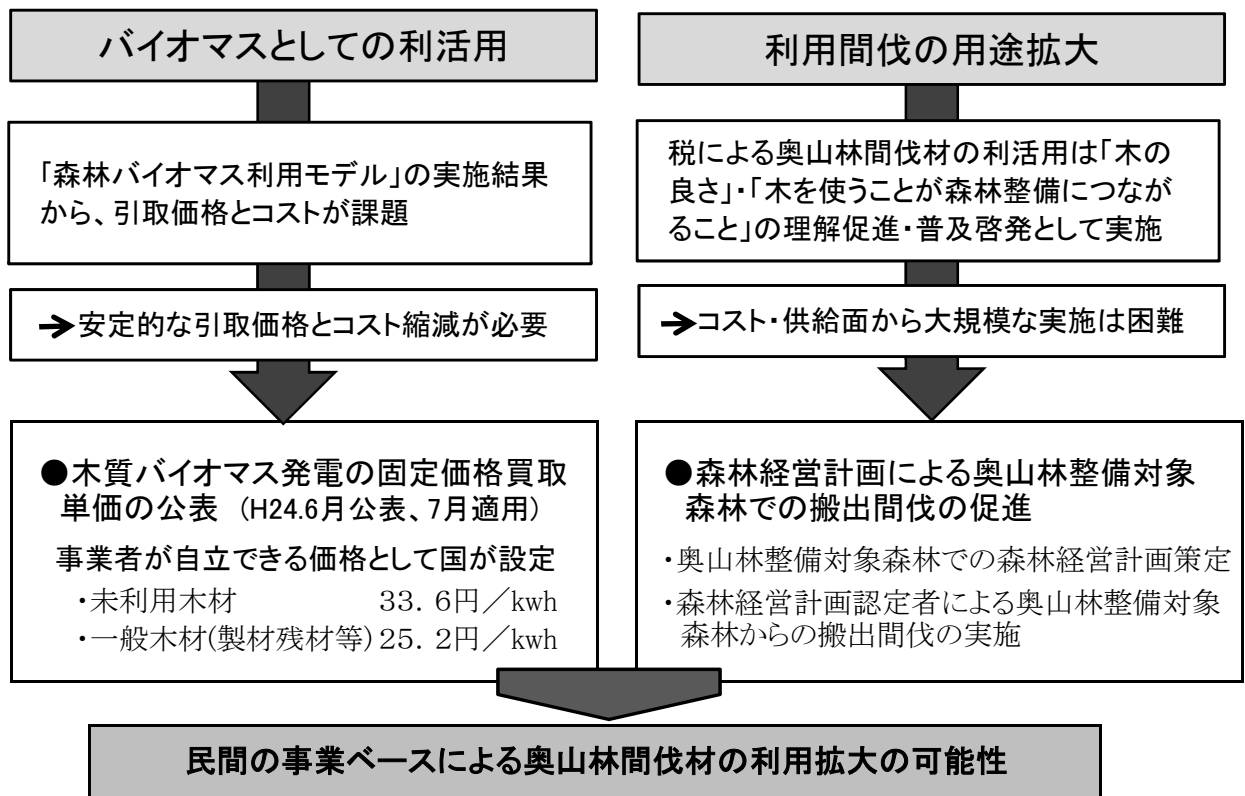
## 対応方針の検討

### ◆税事業によるこれまでの取組

- 奥山林整備事業「森林バイオマス利用モデル」の実施(平成22年度～)  
・奥山林整備事業で発生する間伐材をバイオマス資源として利活用するためのモデル検証
- 「利用間伐」の間伐材用途拡大の取組

○小中学校へ配布する学習用木製机・椅子製作資材	平成20年度から実施
○県民利用施設へ配布する木製ベンチ製作資材	平成22年度から実施
○日光杉並木保護木柵資材等	平成23年度から実施

### ◆新たな課題への取組検討にあたって考慮すべき事項



## 対応方針案

- ◆固定価格買取制度による事業採算性、森林経営計画による整備実施状況等今後の動向について見極めが必要
- ◆その上で支援の必要性や支援内容・方法について精査

社会情勢の変化等から税による新たな課題への対応について検討が求められているが、税事業としての取組は、今後の動向を見極めた上で、改めて検討することとする



「とちもりくん」は、県民協働でつくる優しく・たくましい森を  
アピールする「とちぎの元気な森づくり」のシンボルマークです。